

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18
TEL. (075) 864-3336
FAX. (075) 864-3367 〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

スポット

業績下方修正は不可避だが

「心配り」の評価で人心を鼓舞

大相撲の夏場所は、いわゆる技量審査場所という位置づけでした。興行として開催はしないけれど、勝敗は正式記録として扱われます。

夏場所の番付表は、問題力士の引退により空欄が目立ちました。スポーツの世界では、勝ち負けが数字として残るので、評価がしやすいといえます。

しかし、今回は大量の引退者が出たことにより、従来と勝手が違います。たとえば、ロボットのようないきり動作が人気の高見盛関ですが、東前頭15枚目で7勝8敗という成績でした。普通なら十両陥落の危機ですが、来場所の番付がどうなるか、素人には見当が付きません。

公正な評価を実施するには、具体的・客観的な指標の提示が必要だといえます。しかし、異常事態が発生すると、過去の指標はその拠り所を失います。

大震災の発生により、特に東日本を営業拠点とする企業は、業績予想の大幅な修正を余儀なくされました。たとえば、地震前の目標値を大きく下回ったとしても、困難な環境の下、経営維持に奮闘した従業員については、その努力を適正・公正に評価する必要があります。

経営者は、苦境に立ったときにこそ、人心の掌握力が問われます。目配りの利いた論功行賞は、その重要な手段となります。しかし、これは

両刃の剣で、使用に当たっては細心の注意が求められます。

上に立つ人間は、自己の権威を強調するため、往々にして「出る杭を厳しく叩く」式の人事発令を好みます。自己の命令を聞かない部下は、仮に好成績を上げたとしても、決して高く評価しないというスタンスです。

経営者にカリスマ性があれば、こうした態度は部下を震え上がらせ、綱紀粛正につながります。しかし、オーラに乏しい上司がむやみに権威を振るえば、部下から「器の小ささ」を笑われるだけの結果となります。さて、天災事変の異常事態の下、経営者の皆さんは、どのような姿勢で論功行賞に臨まれるのでしょうか。

2011

7

最低賃金のチェック

知って得する



賃金実務

賃金を最低賃金額未満で定めると、「その部分は無効。最低賃金額で契約したと同様とみなす」(最賃法第4条第2項)と規定されています。労使間で合意があったとしても、差額を支払う義務が生じます。

注意が必要なのは、最低賃金を上回っているか否か、比較の対象となるのは支払い賃金の全額ではない点です。従業員に支払った総賃金を総労働時間数で割った値(時間当たり平均賃金)が最低賃金額を上回っていても、最賃法に違反するケースもあり得ます。次に掲げる賃金は、最低賃金の

使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務を負います。ギリギリの水準のパート社員等の場合、最低賃金を上回っているか否か、法律に照らして厳格に判断する必要があります。割増賃金や賞与は計算に含めないなど、最低賃金をチェックする基本的なルールを再確認しましょう。

比較対象となる賃金に含まれないからです。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手

割増・賞与は計算外 出来高制にも適用あり

当など)

② 1カ月を超える期間ごとに支払

われる賃金(賞与など)

③ 所定時間外労働に支払われる賃

金

④ 所定労働日以外の日に支払われる賃金

⑤ 深夜(午後10時～翌日午前5時)労働に支払われる賃金のうち割増賃金分(25%)

⑥ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

パートに対して、夏冬に「気持ちばかりの」一時金を支払う会社もありますが、「そうしたお金を含めて平均すれば、最賃額をクリアする」という言い訳は通用しません。月例の所定時間内に支払う単価を基準として、最賃額を上回っているかどうかチェックする必要があります。

があります。

業種によっては、月例賃金の相当部分が出来高給という会社もあります。この場合、固定給だけでなく、出来高給等も含めて最賃法の基準を満たしていれば、差し支えありません。「出来高払制等に

より定められた賃金は、出来高給等の総額を、総労働時間で除して(最賃法施行規則第2条第1項第5号)、時間単価を計算します。現在、最賃額は時給で定めるのが基本となっています。ただし、特定(産業別)最賃の一部に経過措置で日額表示が残っています。

時給表示の最賃の場合、前記の除外賃金を除き、次の算式の条件を満たす必要があります。

・時給者
時間給Ⅳ最賃額

・日給者
日給Ⅳ最賃額

・月給者

月給 ÷ 1カ月平均所定労働時間
(年間)Ⅳ最賃額

低賃金者は時間給者が多く、時間給者は賃金体系もシンプルなので、その場合、比較はそれほど難しくありません。ただし、精皆勤・通勤手当等を除く点には注意が必要です。深夜勤務者に「深夜割増込」で時給を支払っているときも、要注意です。